

令和5年第2回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年2月24日(金)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時45分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(11人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳島 伸精
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑤松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑬榘谷 武史 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一 ⑰山本 猛
⑲稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(6人)
⑭岡田 信夫 ⑱悦永 秀雄 ⑳芝田 俊幸 ㉑三宅 一徳
㉒瀬戸 明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 4番 徳島委員 6番 澤田委員
- 10 会議の結果
議案2件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。5番、松生委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、会議に入る前に、最適化推進委員の方、南さんの後任に山本猛さんがなられましたのでご紹介いたします。
山本さん、一言お願いします。
山本委員 今回、南さんが病気のため、今年田んぼはちょっと無理かなと思うんですけど、しばらくの間ですけど、皆さん、よろしく願いいたします。(拍手)

事務局長 山本さん、またよろしくお願ひいたします。
それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願ひいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。
本日の議事録署名員に、4番 徳島委員、6番 澤田委員を指名します。
よろしくお願ひします。

では、ただいまから審議に入ります。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。
整理番号1番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は998㎡です。
位置図は、5ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、労力不足により譲渡を希望され、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による100aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は706㎡です。

位置図は、6ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、労力不足により譲渡を希望され、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による143aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続きまして、整理番号3番、4番。整理番号3番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は33㎡です。整理番号4番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は43㎡です。

位置図は、7ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
申請事由は、相互の自作地の交換による所有権移転となっております。

整理番号3番の譲受人の経営面積は当該申請による143a、整理番号4番の譲受人の経営面積は160aで、当該地区の下限面積の要件10aを満たしております。

続きまして、整理番号5番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は153㎡です。

位置図は、8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人及び譲受人の申請事由はその他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による157aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続きまして、整理番号6番の申請地は〇〇町の田3筆、畑2筆で、面積は1,584㎡です。

位置図は、9ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による360aで、当該地区の下限面積の要件30aを満たしております。

続きまして、整理番号7番の申請地は〇〇町の田13筆、畑4筆で、面積は6,325㎡です。

位置図は、10ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による63aで、当該地区の下限面積の要件10aを満たしております。

続きまして、整理番号8番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は2,569㎡です。

位置図は、11ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足により譲渡を希望され、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による55aで、当該地区の下限面積の要件10aを満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、担当委員のご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

譲渡人、譲受人双方に聞いたところ、〇〇さんの田んぼが〇〇さんの田

んぼの横にあるということと、〇〇さんが高齢になられて田んぼを処分したいということもあつての取引です。なので、特に問題ございません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんと代理の行政書士さんにお話を伺いまして、〇〇さんのほうからこの〇〇さんに譲渡したと。現地も見てきましたけれども、現況、休耕地となっておりますけれども、それほど荒れた地面でもないので問題なかろうかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

整理番号3番、4番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんにお伺いしたところ、事実と間違いなかった。特に問題ないと思えます。

議 長

ありがとうございます。

整理番号5番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇町の田んぼが多いんですが、現地確認してきました。それと譲受人の〇〇さんの確認も取っておりまして、特に問題はございません。

6番目、譲受人と譲渡人、両方、双方の確認をいたしておりまして、現在地の確認もできておりまして、特に問題はございませんでした。

議 長

ありがとうございます。

7番の〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんにお伺いしました。現状、荒れ地なんですけれども、この許可が通り次第、今年から耕作を開始するとのことでしたので、特に問題ないと思えます。

議 長

ありがとうございます。

整理番号8番、〇〇委員さん。

担当委員

双方に事実関係及び現地を確認しましたら、問題ないと判断いたします。

議 長

ありがとうございます。

各委員は問題ないというご意見ですが、何かほかの委員の方々、ご意見ございませんか。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

「議案第2号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書14ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田33筆の設定があり、合計面積は66,958㎡です。

利用設定期間別に見ますと、5年が19筆、10年以上が14筆の権利設定となっています。

申請件数は、貸手農家が16件、借手農家が10件となります。

各筆明細の一覧は、議案書15ページから17ページに記載しております。

申請件数は17件で、新規設定が2件、再設定が15件となります。

なお、No.17からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より「議案第2号」についてご説明がありました。何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書18ページをご覧ください。

解約される農地は1筆で、面積は2,539㎡となっております。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「報告第1号」について事務局より説明がありました。何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしなので、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の議案審議が全て終了しました。

ここで一旦閉会して、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人